

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)
(その日の翌日)

目 次

- ◇条 例 恩給の年額の平成四年改定に関する条例(職員厚生課)
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(人事課)
職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例()
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例(職員厚生課)
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(医務課)
- 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例(警務課)

公布された条例のあらまし

◇恩給の年額の平成四年改定に関する条例

- 一 県吏員等に給する退職年金及び県吏員等の遺族に給する遺族年金について、平成四年四月分以降、その年額を引き上げることとした。(第一条関係)
- 二 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺族年金について、平成四年四月分以降、その年額を引き上げることとした。(第二条関係)
- 三 職権改定及び恩給の年額を改定する場合の端数計算について、所要の規定を設けることとした。(第三条、第四条関係)
- 四 多額所得による退職年金の停止について、所要の経過措置を講ずることとした。(第五条関係)
- 五 この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 選挙長等の報酬の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

区 分	報 酬 の 額	
	現 行	改 正 後
選 挙 長	一日につき 七、五〇〇円	一日につき 八、三〇〇円
選 挙 分 会 長	七、五〇〇円	八、三〇〇円
選 挙 立 会 人	六、一〇〇円	六、八〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇職員の仕事時間に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の仕事時間に関する条例の一部改正

すべての土曜日は、仕事を要しない日とし、仕事時間は、月曜日から金曜日までの五日間において割振りを行うものとする
こととした。(第二条関係)

二 県費負担教職員の仕事時間、休暇等に関する条例の一部改正

県費負担教職員の仕事を要しない日及び仕事時間について、
一と同様の措置を講ずることとした。(第二条関係)

三 鳥取県の休日を守る条例の一部改正

すべての土曜日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則
として行わないものとすることとした。(第一条関係)

四 施行期日等

1 この条例は、平成四年八月一日から施行することとした。

2 次の条例について所要の改正を行うこととした。

(一) 職員の給与に関する条例

(二) 職員の特殊勤務手当に関する条例

(三) 職員の退職手当に関する条例

3 2に伴う所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部

を改正する条例

一 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正

1 遺族年金に係る寡婦加算の年額を次のとおり引き上げることとした。(附則第五項関係)

区 分	加 算 額	
	現 行	改 正 後
六〇歳以上の寡婦及び有子(一人)寡婦	一三五、〇〇〇円	一三九、五〇〇円
有子(二人以上)寡婦	二三六、三〇〇円	二四四、二〇〇円

2 公務関係遺族年金に係る遺族加算の年額を十一万九千四百円(現行十一万四千七百円)に引き上げることとした。(附則第六項関係)

二 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正、退職年金及び遺族年金の最低保障額を次のとおり引き上げることとした。(第二条関係)

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 個人の県民税に関し、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を平成六年度において廃止することとした。(附則第十条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 一 この条例は、平成六年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 看護職員修学資金の返還に係る債務の全部又は一部の免除の条件の改正
貸付期間以上の期間看護職員の業務に従事したことによる債務の免除に係る業務従事期間に算入する一定規模以上の病院における業務従事期間は、その六十分の三十六に相当する期間に限ることとした。(別表関係)

二 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

一 防犯部の所掌事務として地域警察に関することを明示することとした。(第四条の二関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

恩給の年額の平成四年改定に関する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

恩給の年額の平成四年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等に給する退職年金又はこれらの者の遺族に給する遺族年金については、平成四年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、平成四年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となった在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 六十二万四千七百二十円に一・〇八九を乗じて得た額

二 当該通算退職年金の年額の計算の基礎となっている給料月額に一・〇五を乗じて得た額の千分の十に相当する額に二百四十を乗じて得た額に一・〇八九を乗じて得た額

額に一・〇八九を乗じて得た額

2 年金条例第十八条ノ三第四項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前項の規定の例により算定した額の合算額をもって前項に定める通算退職年金の年額とする。

3 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、平成四年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第四条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもって改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

第五条 平成四年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもって退職年金年額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成四年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
一、〇〇六、八〇〇 円	一、〇四五、五〇〇 円
一、〇五一、四〇〇	一、〇九一、八〇〇
一、〇九七、四〇〇	一、一三九、五〇〇
一、一四二、八〇〇	一、一八六、七〇〇
一、一八九、一〇〇	一、二三四、八〇〇
一、二二八、〇〇〇	一、二六四、八〇〇
一、二四七、〇〇〇	一、二九四、九〇〇
一、二七九、七〇〇	一、三二八、八〇〇
一、三二六、三〇〇	一、三七七、二〇〇
一、三六六、六〇〇	一、四一九、一〇〇
一、四〇四、〇〇〇	一、四五七、九〇〇
一、四四九、五〇〇	一、五〇五、二〇〇
一、四九五、一〇〇	一、五五二、五〇〇
一、五四五、〇〇〇	一、六〇四、三〇〇

一、五九五、三〇〇
 一、六五八、一〇〇
 一、六九七、七〇〇
 一、七四八、七〇〇
 一、七九八、四〇〇
 一、八九七、一〇〇
 一、九二三、六〇〇
 一、九九九、六〇〇
 二、一〇〇、五〇〇
 二、二二二、二〇〇
 二、二六九、三〇〇
 二、三二三、七〇〇
 二、四〇一、一〇〇
 二、四四六、九〇〇
 二、五七九、四〇〇
 二、六四四、八〇〇
 二、七二三、五〇〇
 二、八四五、五〇〇
 二、九七八、六〇〇
 三、〇一三、四〇〇
 三、一二三、四〇〇
 三、二七九、五〇〇
 三、四三四、〇〇〇
 三、五二九、六〇〇
 三、六二二、七〇〇

一、六五六、六〇〇
 一、七二一、八〇〇
 一、七六二、九〇〇
 一、八一五、九〇〇
 一、八六七、五〇〇
 一、九六九、九〇〇
 一、九九七、五〇〇
 二、〇七六、四〇〇
 二、一八一、二〇〇
 二、二九七、一〇〇
 二、三五六、四〇〇
 二、四一二、九〇〇
 二、四九三、三〇〇
 二、五四〇、九〇〇
 二、六七八、四〇〇
 二、七四六、四〇〇
 二、八一七、七〇〇
 二、九五四、八〇〇
 三、〇九三、〇〇〇
 三、一二九、一〇〇
 三、二四三、三〇〇
 三、四〇五、四〇〇
 三、五六五、九〇〇
 三、六六五、一〇〇
 三、七六一、八〇〇

三、八一、七〇〇
 三、九九六、七〇〇
 四、〇三三、〇〇〇
 四、一七六、八〇〇
 四、三五八、三〇〇
 四、五三八、七〇〇
 四、七一八、〇〇〇
 四、八三一、一〇〇
 四、九五一、六〇〇
 五、一八三、八〇〇
 五、四一八、六〇〇
 五、五三七、〇〇〇
 五、六四九、二〇〇
 五、八七二、〇〇〇
 五、九七一、四〇〇
 六、〇八一、二〇〇
 六、二七五、五〇〇
 六、四七一、七〇〇
 六、五〇八、三〇〇
 六、五四三、〇〇〇
 六、五七七、七〇〇
 六、六五九、〇〇〇
 六、八二三、四〇〇
 六、九八七、八〇〇
 七、〇六九、〇〇〇

三、九五八、一〇〇
 四、一五〇、二〇〇
 四、一八七、九〇〇
 四、三三七、二〇〇
 四、五二五、七〇〇
 四、七二三、〇〇〇
 四、八九九、二〇〇
 五、〇一六、六〇〇
 五、一四一、七〇〇
 五、三八二、九〇〇
 五、六二六、七〇〇
 五、七四九、六〇〇
 五、八六六、一〇〇
 六、〇九七、五〇〇
 六、二〇〇、七〇〇
 六、三二四、七〇〇
 六、五一六、五〇〇
 六、七二〇、二〇〇
 六、七五八、二〇〇
 六、七九四、三〇〇
 六、八三〇、三〇〇
 六、九一四、七〇〇
 七、〇八五、四〇〇
 七、二五六、一〇〇
 七、三四〇、四〇〇

七、一五二、三〇〇

七、四二六、九〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が一、〇〇六、八〇〇円未満の場合又は七、一五二、三〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇三四を乗じて得た額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定給料年額とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項及び選挙分会長の項中「七、五〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項中「六、一〇〇円」を「六、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに人事委員会規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。)」を「土曜日」に改め、「週休土曜日のある週にあつては」及び「、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間」を削り、同条第四項本文中「変更し、」を「変更して」に改め、「ある日に」の下に「割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(同項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)」を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要が

ある日に」を加え、同項ただし書を削る。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「週休土曜日(毎月の第二土曜日及び第四土曜日並びに教育委員会規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎四週間につき二となるように教育委員会が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。)」を「土曜日」に改め、「週休土曜日のある週にあつては」及び「、それ以外の週にあつては月曜日から土曜日までの六日間」を削る。

(鳥取県の休日定める条例の一部改正)

第三条 鳥取県の休日定める条例(平成元年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第二土曜日及び第四土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成四年八月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「土曜日又はこれに相当する日」を「執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるもの」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項、第四条第二項第二号及び第十七条第二項中「二十三分の一」を「二十一分の一」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十日」を「十八日」に改める。

第三条第一項中「二十三日」を「二十一日」に改める。

第十五条第二項中「二十日」を「十八日」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第二項及び第十五条第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

6 施行日の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとすれば支給を受けることができたこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第三条から第五条の二まで及び第七条若しくは附則第四項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第三十六号)附則第三項から第六項まで(以下「条例第三十六号附則」とい

う。)の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第三条から第五条の二まで及び第七条若しくは附則第四項又は条例第三十六号附則の規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部を改正する条例

例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「二十三万六千三百円」を「二十四万四千二百円」

に改め、同項第二号及び第三号中「十三万九千五百円」に改める。

附則第六項中「十一万四千七百円」を「十一万九千四百円」に改める。(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三年四月分」を「平成四年四月分」に改め、同項の表中「九八九、五〇〇円」を「一、〇二七、五〇〇円」に、「七四二、一〇〇円」を「七七〇、六〇〇円」に、「五九三、七〇〇円」を「六一六、五〇〇円」に、「四九四、八〇〇円」を「五一三、八〇〇円」に、「六九一、九〇〇円」を「七一八、五〇〇円」に、「五一八、九〇〇円」を「五三八、九〇〇円」に、「四一五、一〇〇円」を「四三一、一〇〇円」に、「三四六、〇〇〇円」を「三五九、三〇〇円」に改め、同条第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の規定は、平成四年四月一日から適用する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第三項とする。
附則第十条を次のように改める。

第十条 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正前の鳥取県税条例附則第十条第一項に規定する租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十五条の二第一項の選択をした者の平成五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県
条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第四号を次のように改め
る。

四 第一号及び第二号に該当する場合を除き、第一号に掲げるいずれかの施設において看護職員の業務に従事し、その業務に従事した期間(同号イの(2)に掲げる施設にあつては、その業務に従事した期間の六十分の三十六に相当する期間)の合計が看護職員修学資金の貸付期間に相当する期間以上であるとき。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に看護職員養成施設を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の免除(以下「債務免除」という。)については、この条例による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成三年一月一日から施行日の前日までの間に看護職員養成施設を卒

業した者の看護職員の業務に従事した期間のうち施行日以後の期間の債務免除に係る期間への算入については、前項の規定は、適用しない。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成四年七月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第四号中「外勤警察」を「地域警察」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。